

選挙運動自粛の申し合わせ

令和5年4月23日執行予定の市議会議員一般選挙においては、前回の市議会議員一般選挙時と同様に、選挙運動用自動車を使用しての選挙運動を4日間に自粛することとし、下記のとおり申し合わせる。

記

◎ 4月16日(日)	告示日	運 行
4月17日(月)		自 粛
◎ 4月18日(火)		運 行
4月19日(水)		自 粛
◎ 4月20日(木)		運 行
4月21日(金)		自 粛
◎ 4月22日(土)		運 行
4月23日(日)	投票日	

※運行日における選挙運動用自動車の運行は、午前9時から午後8時までとする。

※自粛とは、選挙運動用自動車から拡声機を使用しないことをいう。

※自粛日の17日、19日及び21日に個人演説会を開催する場合は、その地区に限って、午後5時から午後8時までの選挙運動用自動車の運行は可とする。

以上のとおり申し合わせる。

令和5年2月27日

大川市議会議員有志一同